

(件 名) 硫黄山噴火被害に関する陳情書

(陳情の要旨)

霧島連山えびの高原硫黄山が250年ぶりに平成30年4月19日火口内南側、26日火口外西約500メートルで噴火し硫黄山を源流とする長江川では水質調査の結果、環境基準値の約200倍のヒ素、ホウ素40倍・フッ素10倍・鉛3～6倍・カドミウム5～6倍、濁りの原因となる浮遊物質量も基準の700～1300倍も検出され川内川水系の水質悪化の影響で湧水町では水田900ヘクタールの内220ヘクタール、伊佐市では3,560ヘクタールの内550ヘクタール、川内川からの取水による水稻を中止し転作への道を余儀なくされましたが、県におかれては、知事のマニフェストに掲げられた『世界に挑戦する鹿児島、農林水産業で日本一に!』を達成すべく、災害発生後の生産者支援にスピード感を持って対応され、去る6月議会において、農家補償として2億7,300万円の補正予算を成立させたことには敬意を表するところです。

一方、今回の噴火による水質汚染やコイやフナ等の大量へい死の発生、また、それらに伴う風評被害は、漁業権の免許を受け、増殖に取り組みながら生産活動を行う内水面漁協にとっても、死活問題であり、決して看過できない深刻な問題です。

去る平成26年6月に『内水面漁業の振興に関する法律』が施行し、国並びに県の責務、また、内水面漁業者の努力が明確化されたところですが、子どもたちのための「新しい力強い鹿児島」をつくるためには、中長期的な視点で、この三者が連携して鹿児島県の内水面漁業の振興に必要な施策を実施しなければならないと考えています。

県におかれましては、このような状況を踏まえ、下記の施策の実施に向けて取り組んでいただきますよう、御検討の程よろしく申し上げます。

尚、施策の検討にあたっての協議会の開催など、必要があれば、喜んで参加させていただきますことを申し添えます。

記

- 1 へい死した魚類の資源を回復するための方策を講じること
- 2 風評被害の払拭に向けて、引き続き行政が取り組むこと
- 3 内水面漁協が行う義務放流については、硫黄山噴火等の影響を受けている漁協の負担能力等を十分勘案し、緩和等を講じること